

パブリックコメント

デジタル取引・特定商取引法等検討会 中間取りまとめについて

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
(特定) 適格消費者団体

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 13 丁目 1-10 札幌第一会計ビル 3 階 3 号室

Tel : 011-221-5884

e-mail: hocnet1222@alto.ocn.ne.jp

1 意見の概要

(1) 以下の各項目については賛成である。

「III、1 特に勧誘的性質の強い取引への対応」

「III、4 解約場面における対応」

「III、5 契約プロセスの一部がインターネット外となる取引」

「IV、1 レスキュー商法への対応」

「IV、2 点検商法等への対応」

(2) 以下の各項目については意見がある。

「III、2 広告場面における意思決定を誘導する手法への対応」について、ダークバターンのうち下位法令でブラックリストに入れたものは、取消しの民事効を与えるとともに、適格消費者団体による差止めの対象とすべきである。

「III、3 契約場面における対応」について、広告が最終確認画面と異なり「定期縛りなし」「いつでも解約可能」との文言がある場合は、取消し可能かつ適格消費者団体の差止めの対象とすべきである。

「III、6 デジタルプラットフォームの重要性の高まりを踏まえた対応」について、適格消費者団体が詐欺的広告の流通の差止めをプラットフォーム事業者に対して行うことができるようにすべきである。

「IV、3 いわゆる後出しマルチへの対応」について、「後出しマルチ」については基本的に賛成であるが、いわゆる「モノなしマルチ」のような連鎖販売取引を排除するための方策が必要である。

「V、2、(3) 適格消費者団体への権限付与」については基本的に賛成であるが、適格消費者団体のプラットフォーム事業者に対する販売業者等の身元情報の開示請求権及び不当取引の再発防止のため適当な措置を執り、その内容を報告するよう求める権限と、いわゆる

「おそれ」要件を見直して、事業者が不当行為を中止した後も差止請求権を行使することができるようにすることが必要である。

2 意見

(1) 【対象】

「III、1 特に勧誘的性質の強い取引への対応」

【内容】

電話勧誘販売と同等の規制を置くとの対応に賛成である。

【理由】

中間取りまとめの現状認識・問題意識と対応方針は全面的に賛同できる。

(2) 【対象】

「III、2 広告場面における意思決定を誘導する手法への対応」

【内容】

ダークバターンのうち下位法令でブラックリストに入れたものは、詐欺・強迫に類するものとして取消しの民事効を与えるとともに、適格消費者団体による差止めの対象とすべきである。

【理由】

行政規制にとどめるべきとする理由は脚注 17 に書かれているが、少なくともブラックリストとして明示されたものに関しては民事効を付与しても一般の取引への影響が大きいとは言えない。また行政庁の取締能力に鑑みれば、適格消費者団体の差止請求を通じた法執行の必要性が大きいと考えられる。

(3) 【対象】

「III、3 契約場面における対応」

【内容】

最終確認画面で定期購入であることが明示されていても、広告に「定期縛りなし」「いつでも解約可能」との文言がある場合は、その点において有利誤認表示であり、取消し可能かつ適格消費者団体の差止めの対象とすべきである。

【理由】

最終確認画面に至るまでの段階で消費者が定期縛りなしとの認識を持っていれば、それを前提として最終確認画面を読むことになる。そうすると、最終確認画面において定期購入であるとの表示があったとしても、自分の申し込んだ契約はそれとは違うと誤認してしまう可能性もある。消費者心理に沿った対応が必要である。

(4) 【対象】

「III、4 解約場面における対応」

【内容】

返品特約の濫用と解約手続妨害への対応として違法行為とすることに賛成である。

【理由】

中間取りまとめの現状認識・問題意識と対応方針は全面的に賛同できる。

(5) 【対象】

「III、5 契約プロセスの一部がインターネット外となる取引」

【内容】

ア、イのいずれの対応も賛成である。

【理由】

中間取りまとめの現状認識・問題意識と対応方針は全面的に賛同できる。

(6) 【対象】

「III、6 デジタルプラットフォームの重要性の高まりを踏まえた対応」

(7) 【内容】

誇大広告等の防止のために行政庁が要請するのみならず、適格消費者団体が詐欺的広告の流通の差止めをプラットフォーム事業者に対して行うことができるようにすべきである。

【理由】

行政庁による誇大広告等の防止要請は必要であり、これに応じた場合のプラットフォーム事業者の販売業者等に対する免責も有用であるが、行政庁の対応能力の限界を考えると、適格消費者団体による法執行も必要である。

(8) 【対象】

「IV、1 レスキュー商法への対応」

【内容】

行政処分の対象とすべきとの対応に賛成である。

【理由】

中間取りまとめの現状認識・問題意識と対応方針は全面的に賛同できる。

(9) 【対象】

「IV、2 点検商法等への対応」

【内容】

ア行政処分の対象とすべきこと、イ直罰対象を明確化することとの対応に賛成である。

【理由】

中間取りまとめの現状認識・問題意識と対応方針は全面的に賛同できる。

(10) 【対象】

「IV、3 いわゆる後出しマルチへの対応」

【内容】

「後出しマルチ」については基本的に賛成であるが、いわゆる「モノなしマルチ」のような連鎖販売取引を排除するための方策が必要である。

【理由】

「後出しマルチ」は、マルチ取引をするつもりがなかった者をマルチ組織に取り込むものであり、連鎖販売取引として規制されることの明確化に賛成である。投資商品、金融関連サービス等で儲かると勧誘するなど、実際には価値のない商材を対象とする「モノなしマルチ」について、中間取りまとめは、不当勧誘が行われている場合には不実告知、威迫・困惑、適合性を欠く高額勧誘等として厳正な対応を行うなどとするが、「モノなしマルチ」によって高額の被害が拡大することへの対策として不十分である。被害の発生・拡大を事前に防ぐ方策が必要であり、連鎖販売取引に開業規制を導入するなどして「モノなしマルチ」のような連鎖販売取引は行えないものとするべきである。

(11) 【対象】

「V、2、(3) 適格消費者団体への権限付与」

【内容】

基本的に賛成であるが、適格消費者団体が独自に不当な取引実態を解明し、適切に差止請求権を行使できるよう、特にプラットフォームを用いた取引ではプラットフォーム事業者に対して販売業者等の身元情報の開示を求める権限、点検商法やレスキュー商法などについてはそれらの不当取引の再発防止のため適当な措置を執り、その内容を報告するように求める権限、そしていわゆる「おそれ」要件の抜本的見直しが必要である。

【理由】

適格消費者団体が適切に差止請求権を行使するためには、対象となる不当取引の実態に加え、その事業者の特定のための情報が必要である。また、従来の特商法上の差止請求権の要件は不当な取引を「現に行い又は行うおそれがあるとき」とされ、不当取引を中止したと事業者が主張すれば、再度行う「おそれ」を具体的に主張立証しなければならない。しかし、それでは再発防止を図ることができない。従って、不当取引を差止請求により止めさせるためには、既に不当取引を中止した後でも差止請求が行使できるようにして、同様の取引を行わないようにする措置を講じさせることが必要である。

以上